

東京海上日動・インターリンク

国際輸送リスクをテーマにセミナー

リスク負担の明確化が重要

東京海上日動とインターリンクは7月10日、東京都千代田区の東京海上日動本店新館で「国際輸送リスクとその対応」をテーマとするセミナーを開催した。SOLAS条約と商法の改正等で荷主やフォワーダーの責任が厳格化し、「荷主が運送人から賠償請求を受ける」「フォワーダーがMaster B/Lの荷主責任を問われる」といった事例が出てきている中、リスク管理のプロである保険会社の目線から最新情報を提供。「フォワーダーも、Master B/L上の荷主であるという認識を持った上で、あらためて自らのリスクについて明確化することが重要になる」との考えを示した。

荷送人の危険物の通知義務規定を新設

第一部では、東京海上日動総合営業第二部貨物海外課の伊藤文平課長代理が「国際輸送において顕在化してきているリスクについて」をテーマに重量の確定義務、危険物の申告義務、輸送の完遂

義務をポイントとして解説した。SOLAS条約の改正によって、荷送人は、規定された方法で輸出コンテナの総重量の計測・確定を行うことが義務付けられる。計測・確定されたコンテナ総重量は船長、またはその代理人に報告される必要がある、荷送人からのコンテナ総重量の情報提供がない場合には船積禁止となる。国交省は「危険物船舶運送及び貯蔵規則」と「特殊貨物船舶運送規則」を一部改正し、コンテナ貨物の計量方法および総重量の

確定方法を定めた。また、一般にB/L上において、荷主の運送人に対する貨物重量の事前通告義務があり、違反に際しての荷主の損害賠償義務が規定されている。

伊藤氏は、SOLAS条約改正法令の抑えるべき10項目として、①関係法令②重量確定は荷送人の責任③対象コンテナ④重量確定方法

「国際輸送における第三者に対する賠償責任を、過失があった荷主、フォワーダーなどが負うというルールづくりが進んでおり、その賠償金は非常に高額になる可能性がある」と述べた。

最後に、誤申告や申告漏れで貨物の引き取りが拒否された際に発生する各種費用についてカバーする特約「Extra Expense for Errors and Omissions」について、貨物の返送に掛かる運賃や各種費用、貨物の輸送が遅れたことによる代替品を急送するための掛かる運賃や各種費用、貨物の荷積みや荷卸しに掛かる費用、再梱包費用、保管費用などを補償すると説明した。

最後に、あらためて「どのような保険を手配すべきか」の前に、まずは「自らがどのようなリスクを抱えているかを認識すること」が重要であることを強調した。

目であると述べた。

SOLAS条約改正に関するまとめでは、荷送人には今後、コンテナ総重量通知の漏れや規定の計測条件を充足していないことなどで船積みされなかった場合の費用(臨時保管費用、返送費用)、船舶に積載されなかったことによる遅延に伴う発生費用(代替品急送費用等)といったコンテナの船積禁止による費用損害と、コンテナ重量の誤り等に起因して荷崩れ等の事故が発生した場合の他人の財物の損害または身体の障害に対する損害賠償責任の発生が想定されると述べた。

また、こうした危険物輸送に関する荷送人の責任が厳格化する流れの中で、2016年10月に「商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案」が閣議決定されたとし、「現行法では、危険物に関する通知義務に関する規定はないが、改正法案では、荷送人に危険物についての通知義務がある旨の規定を新設し、立証責任を荷送人に転換する」と説明。

賠償責任を負うことになると指摘した。

次に、貨物の輸送中(積み込み・荷卸し作業中を含む)に当該貨物が起こした事故等によって、他の荷主等の第三者や運送人の財物に損害を与えた場合、もしくは身体に障害を与えた場合に荷主が負う運送契約上および法律上の責任をカバーする「Cargo Owners Errors & Omissions Liability Insurance」を紹介し、「自社が負っている責任を理解し、見落とされがちな運送人に対する賠償責任を保険でカバーしているかを確かめる必要がある」と強調した。

「賠償金が非常に高額になる可能性」



参加者は熱心に聴講した

重量の情報提供がない場合には船積禁止となる。国交省は「危険物船舶運送及び貯蔵規則」と「特殊貨物船舶運送規則」を一部改正し、コンテナ貨物の計量方法および総重量の

確定方法を定めた。また、一般にB/L上において、荷主の運送人に対する貨物重量の事前通告義務があり、違反に際しての荷主の損害賠償義務が規定されている。

伊藤氏は、SOLAS条約改正法令の抑えるべき10項目として、①関係法令②重量確定は荷送人の責任③対象コンテナ④重量確定方法

「国際輸送における第三者に対する賠償責任を、過失があった荷主、フォワーダーなどが負うというルールづくりが進んでおり、その賠償金は非常に高額になる可能性がある」と述べた。

最後に、誤申告や申告漏れで貨物の引き取りが拒否された際に発生する各種費用についてカバーする特約「Extra Expense for Errors and Omissions」について、貨物の返送に掛かる運賃や各種費用、貨物の輸送が遅れたことによる代替品を急送するための掛かる運賃や各種費用、貨物の荷積みや荷卸しに掛かる費用、再梱包費用、保管費用などを補償すると説明した。

最後に、あらためて「どのような保険を手配すべきか」の前に、まずは「自らがどのようなリスクを抱えているかを認識すること」が重要であることを強調した。



村山氏



伊藤氏

運送人への賠償責任カバーの確認を

物運送に関する国際的な規則と国内法の内容を解説した上で、大手船会社コンテナ船火災事件の判決の意義・注目の点について「現代の法制・海運実務の下での危険物運送に

関わる荷送人の義務(危険物分類・表示義務)違反に基づく不法行為を認めている。よって、荷送人である商社は、メーカー

「商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案」が閣議決定されたとし、「現行法では、危険物に関する通知義務に関する規定はないが、改正法案では、荷送人に危険物についての通知義務がある旨の規定を新設し、立証責任を荷送人に転換する」と説明。

賠償責任を負うことになると指摘した。

次に、貨物の輸送中(積み込み・荷卸し作業中を含む)に当該貨物が起こした事故等によって、他の荷主等の第三者や運送人の財物に損害を与えた場合、もしくは身体に障害を与えた場合に荷主が負う運送契約上および法律上の責任をカバーする「Cargo Owners Errors & Omissions Liability Insurance」を紹介し、「自社が負っている責任を理解し、見落とされがちな運送人に対する賠償責任を保険でカバーしているかを確かめる必要がある」と強調した。

最後に、あらためて「どのような保険を手配すべきか」の前に、まずは「自らがどのようなリスクを抱えているかを認識すること」が重要であることを強調した。

最後に、あらためて「どのような保険を手配すべきか」の前に、まずは「自らがどのようなリスクを抱えているかを認識すること」が重要であることを強調した。